ハ　認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
ニ　日本国内において専ら国際機関（条約その他の国際約束に基づき設立された機関のうち日本国が構成員となっているものその他国を構成員とするものをいう。）のために事務を行う法人のうち金融庁長官が指定する者
ホ　他の法令に規定する目的のために行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等を受けることなく、又は同条第七号に規定する届出をすることなく寄附金の募集を行うものとして当該法令に規定されている者のうち金融庁長官が指定する者
二　寄附以外に使用される場合との誤認を防止するために必要な措置その他の寄附のために使用される前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

別紙様式第３号（第14条関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）～（第３面）　略］

（第４面）

８．業務の内容及び方法

⑴　前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	寄附への使用の有無	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無

［表略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

５．「寄附」とは、第23条の３第２項に規定する寄附をいう。

６．「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の３第１項第２号ロに掲げる前払式支払手段をいう。

７．「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。

［①・②　略］

③　第23条の３第１項第２号ロに掲げる前払式支払手段

８．「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i)及び(ii)の事項を記載すること。

［①・②　略］

③　第23条の３第１項第２号ロに掲げる前払式支払手段

［(i)・(ii)　略］

９．［略］

［（第５面）～（第10面）　略］

別紙様式第３号（第14条関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）～（第３面）　同左］

（第４面）

８．業務の内容及び方法

⑴　前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無

［同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

［加える。］

５．「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の３第２号ロに掲げる前払式支払手段をいう。

６．「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。

［①・②　同左］

③　第23条の３第２号ロに掲げる前払式支払手段

７．「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i)及び(ii)の事項を記載すること。

［①・②　同左］

③　第23条の３第２号ロに掲げる前払式支払手段

［(i)・(ii)　同左］

８．［同左］

［（第５面）～（第10面）　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日の翌日から施行する。